

# 『防長風土注進案』にみる近世後期防長の浄土真宗の諸相

金谷匡人

本稿は、旧稿『山口県文書館研究紀要』（以下「紀要」）第三九号（四四号）に引き続き、『防長風土注進案』に記載された内容から、江戸時代後期の人々の生活ぶりやものの考え方に分け入ることを目的とする。本稿では「真宗・浄土真宗・一向宗」に焦点をあて、近世後期の防長の真宗のありようをなるべく具体的に再現してみたい。

「注進案」の各村の記載は一様ではなく、地域性や精粗・ばらつきがある。それらを考慮の上で、旧稿同様、「注進案」における用例のみから推察できる記述にとどめた。底本も旧稿同様、当館が昭和三十五年度から三十九年度にかけて刊行した『防長風土注進案』（以下「注進案」）巻一（巻二）を用いた。

『防長風土注進案 研究要覧』により作成した宗派別の寺院数は、以下の比率である。

真宗42%、禅宗34%、浄土宗13%、天台・真言宗8%、

その他4%。

本稿では「注進案」の「風俗」の項から当時の真宗の特徴をあぶりだすことに努めたが、決して防長の真宗が一律そうであったわけではないことにも十分な注意が必要である。地域によって、その時々々の住持によって、またそれぞれの寺院の歴史的経緯によって、そのありようは多彩であつたと思われる。にもかかわらず今回このような試みをおこなつたのは、「注進案」からは当時の真宗に他の宗派とは一線を画す、ある種の特異性（純粋性といつてもよからう）が読み取れるが、そのことが幕末長州の「熱気」のようなものと、何らかの形でつながっていくのではないかという仮説を抱くからである。本稿は今後の考察のための材料の提示という意図ももっている。

以上のようなことを前提として、以下のような真宗の特徴を抽出した。

I 真宗では正月の飾りや正月の神祭りをしない。しても簡略である。そもそも神棚がない（禁止された）村もある。

II 真宗では盆の供え物や墓参り・精霊送り・施餓鬼をしない。しても簡略である。寺参りはする。

III 真宗では節句のつとめをしない。

IV 真宗では子供が生まれたとき、宮参りでなく寺参りをする。

V 葬送において、真宗では火葬を行う。

VI 毎月、「小寄講」「寄講」を行う。月二回行う場合、一回は檀那寺を招く。

VII 「報恩講」は最優先で堅固に行い、信心の熱気に満ちたものだった。

VIII 「お取り越し」において、説法が禁止された例がある。

IX 一方で、真宗のお取り越しや毎月の寄講が衰退傾向にある村もある。

本稿では、Vの一部を除いて、「注進案」の「風俗」の項から関連部分を全て抽出し、列挙した。文中「」等の引用部分に続く(156)等の番号は、「第一五巻に収載の

村番号六の村」(この場合は舟木村)を意味する。村の一覧(番号との対照表)については最後に一括した。

なお、本稿では「注進案」の「風俗」の項のほか、「神社由来」(当館蔵)の記述も参照した。

I 真宗では正月の飾りや正月の神祭り等をしない。しても簡略である。そもそも神棚がない(禁止された)村もある。

正月を迎えるにあたって恵方棚を設け、注連飾りをして歳徳神をまつることは一般的な風習のように思いがちだが、「注進案」録上のころ、真宗門徒にあつてはそれらをしないという記述が数多くみえ、また日待ち(9-8)や七草・爆竹(10-1)をしないという記述もみえる。

供えの餅については、「仏へ餅を備へ候(9-11)」や「長立候者神仏へ鏡餅一重宛備へ(中略)、中已下は仏前に餅を備へ候のミ(17-6)」というように、仏前には供えたようである。さらに、中以下の家には神棚がなく(17-6)、神棚そのものが「禁じられた」村すらあった(17-5)。

神棚がないのは美祢郡だけに見られることではなく、全島が真宗妙円寺(柳井市遠崎)の門徒であった笠佐島(周

防大島町)にもみられる(後述)。

〔恵方棚を釣七五三飾り等仕、年徳神を祭り其式を相調候者間二間二御座候、当村ハ真宗多く御座候二付家々ニおゐてハ神祭り多くハ無御座候〕(9-8)

〔年始(中略)尤真宗には神祭り大方仕り不申候事〕(9-3)

〔年始廻礼氏神旦那寺詣地下役座親類近所因間へ三元日之中に相濟せ、四日よりハ家業を始め申候、村内真宗之者多く太体正月飾り日待等不仕、余宗之家にハ七五三繩輪飾り仕、神祭り日待杯仕候事〕(9-8)

〔年始三元日七五三繩門松其外諸飾り在宅之御諸士様之外飾り候者無数、真宗之家に限り神祭り一向無御座〕(9-9)

〔年始三元日の中神仏へ参詣仕、(中略)家毎に七五三繩輪飾祝の餅神仏え飾り、雑煮かん酒銘々祝ひ門松立候家柄も少々御座候、飾りハ大概四日におろし申候、十四日迄置候者も御座候、真宗之家にハ神祭り飾り等仕らす〕(9-10)

〔年始三元日家別引飾り輪飾等を致シ祝餅大福茶雑煮餅節飯杯を神仏え備へ、村内親類朋友間年礼廻り、氏神旦那寺参詣、(中略)尤真宗之家ハ仏え餅を備へ候得共、正月飾り神祭り等不仕者多く御座候事〕(9-11)

〔年始農家相応之正月飾り仕、(中略)尤真宗之家ニは飾りハ不仕候事〕(9-16)

〔年始年頭之祝儀として諸飾りを仕、祝餅雑煮節飯御神酒等神棚え奉り家内も給申候、尤真宗之家ニハ大概神祭り無御座候〕(9-20)

〔年始三元日七五三諸飾御諸士中様之外無数、神祭り等之儀も真宗之家ニハ一向無御座候〕(9-21)

〔年始三元日七五三諸飾真宗之家ニは一向無御座候、他宗ニは諸飾仕神祭等仕候〕(9-22)

〔年始元三日飾を仕り、尤真宗之家ニハ不仕〕(10-29)

〔年始三元日七五三繩其外諸飾仕、氏神旦那寺詣り地下役座組合親類知音中え勤相仕候、尤真宗之家ニは神祭り等不仕候事〕(10-30)

〔年始廻礼ハ氏神旦那寺地下役座親類中其外迄も三ヶ日内相濟、四日よりは銘々家業を拝申候、尤村内真宗大概多く正月飾りハ不仕候、余宗之者ハ輪飾引飾り等仕候事〕(10-32)

〔惣て明暮暑寒の勤をせず、真宗計りの所柄にて正月の飾り盆の靈祭りに家え神棚を禁しめ候事此里の習わせとなり、〕(11-5)

〔惣て正月松の内に氏神旦那寺地下役座朋友中年甫の祝詞申述、(中略)都て真宗ニて長立候者神仏へ鏡餅一重宛備へ門飾等ハ不仕、中已下ハ仏前へ餅を備へ候のミ、神棚ハ無之〕(11-6)

〔当村ハ一向宗の者多く有之に付、正月飾神祭り七草燎竹はやし候事など仕候者稀の儀にて御座候〕(18-1)

〔正月祝飾注連飾喰積等世上に異なる事無之候、尤真宗の家には大概注連飾等不仕候〕(19-8)

〔正月餅搗身分相応ニ相調、廿七八日ニは飾をも仕候事、真宗多く大概輪飾引飾而已ニ御座候〕(20-9)

## II 真宗では盆の供え物や墓参り・精霊送りなどの

先祖供養や施餓鬼をしない。しても簡略である。寺参りはする。

正月と同様、盆の行事や先祖供養も簡略であり、もっぱら寺参りを重視する。「注進案」にはみえないが、防長には五軒屋（光市）や先述の笠佐島のように、そもそも墓をもたない真宗村落すら存在する。これらの背後には、先祖や亡魂は阿弥陀によって救済されているとの観念があり、そこには檀那寺からの教導もあつたことと思われる。

そのことと関連して、江戸時代中期、三田尻宰判では、住持の墓をもたない真宗寺院が存在していたことが「神社由来」に数例みえる。

〔遺骨寺法として京都開山廟所ニ納候故墓ハ無御座候、尤灰塚ハ寺外ニ有之候事〕（「神社由来」三田尻宰判上右田村 明誓寺）

それらの寺では住持の亡骸を火葬し、骨は大谷廟所に納め、寺の内外に灰塚をおいた。わずかに野面石をもつて墓印とした寺もあつたが、一方で同じ真宗寺院であつても、住持の墓が寺内にあることを明記している寺もあり、一樣ではない。

〔開基休西寛永七年二月十二日九拾八才ニて死去仕候、寺内ニ墓

所御座候〕（「神社由来」舟木宰判市ノ小野村 養福寺）

以下の多くの例から、逆に「真宗であつても行うことから」を列記すると、「墓所に火をとす（5-9）」「寺参り（5-9、9-9/10/11/13/22、16-3/5/7）」「親類間を焼香に往来（9-9/11/22）」等に限られる。吉田宰判等の真宗寺院では、盆に七日間の説法が行われていた（16-3/5/6/7、20-11）。

〔当村之儀は浄土宗禅宗真宗三宗之外無御座、禅宗浄土宗ニハ盆会追善魂棚を釣、靈膳相備施餓鬼執行等仕候事〕（1-10）

〔当境ニハ真宗多く禅宗浄土宗纏候故、聖霊祭り施餓鬼等仕候者無数候〕（5-3）

〔七月〕十四日十五日両夜ともに墓所火を灯し寺参仕候、猶又太鼓を打踊申候、尤真宗ニは作り物瓜等備へ不申火を灯し、寺参等は諸宗同様ニ仕候事〕（5-9）

〔盆会真宗之外禅浄土宗等之家々銘々仏檀墓所掃除香花を手向、仏前ニ灯笼を灯し精霊棚へ墓所掃除杯種々之品を備へ、そうめん餅萩の花齋非時御夜飯等差上候〕（9-1）

〔盆会七月十四日五日仏檀（仏壇）に供物を備へ寺詣先祖の墓所掃除仕り香花を手向又精霊棚を釣り仏祭り仕候、尤真宗の家に祭り不仕候事〕（9-8）

〔盆会先祖祭り墓所掃除仕香花を手向候、村内真宗之者多く備へ物等致し候者無数、寺参り親類焼香ニ行相候事〕（9-9）

〔盆会七月十四五日先祖祭り、色々の供物を備へ灯炉を灯し墓所

掃除寺参り致し親類中へ焼香に行合申候、真宗の者も寺参り仕候事」(9-10)

〔盆会七月十四五日施餓鬼棚を釣り瓜茄子其外菓物齋非時を備へ灯籠を灯先祖祭り仕候、旦那寺墓参り親類間焼香二行逢候、同十六日精霊送り同夜送り火を灯候、尤真宗も寺参焼香二往来仕候事」(9-11)

〔盆会七月十四五日先祖祭り墓所掃除仕香花を手向、宅二は灯籠精霊棚を拵へ菓物瓜茄子類餅素麵齋非時夜食茶湯迄丁寧二備へ致馳走候、親類間焼香二行逢候、翌日精霊送り致候、尤真宗之者は仏参計り仕候事」(9-13)

〔盆会先祖を祭り墓所掃除仕、花香を手向、尤真宗之者は大概寺参り親類焼香二行相候事」(9-22)

〔盆は精霊祭りとして、世上にはさまざまの仏祭りあるよしなれとも、此地は十に八九一向宗にて旦那寺にて一七ケ日の間説法あり、寺へ参るの外異ル事なし」(9-3)

〔盆は精霊祭りとして世上種々の仏祭りのよしなれとも、津布田村は狭き村方なりしに、村内殊ニ武ヶ寺も真宗寺有て、いつれも右両寺の門徒にて、盆会一七ケ日の説法中寺参り仕り」(9-9)

〔盆は精霊祭りとして世上様々の仏祭りのよしなれとも、宇津井村八に八九八真宗にて盆会一七ケ日の説法にて寺参り」(9-9)

〔盆ハ精霊祭りとしてさまざまの仏祭りあり、浄土宗などハ仏へ備へもの菓子類団粉など備へ、扱十二日夜明るの比、墓処へ迎ひに行て背をふ真似して我家へ帰るも有りて、家々へ灯籠など灯し、朝な朝な配膳なといと念比に供養仕候、真宗ハ旦那寺に

て一七日説法あるゆへ寺なとへ参り申候」(16-7)

〔惣て明暮暑寒の勤をせず、真宗計りの所柄にて正月の飾り盆の霊祭りに家え神棚を禁しめ候事此里の習わせとなり」(17-5)

〔村中大概真宗にて七夕聖霊祭等ハ不仕、八朔重陽も噂のミニ打過眞の真似ひ仕候」(17-6)

〔七月) 十三日夜より灯籠をかゝけ先祖の位牌を飾り、精霊会と号して餅菓子素麵又ハ菓実園菜の物を備へ膳具を以祭り候、又麻から二て船を造り、十五日夜明方に至り備へたる物を蓮葉に包み水辺へ送り流す事諸宗共に大体同し、只一向宗の門徒ハ此事少しと云へり」(20-1)

〔七月) 十六日晚ハ諸家之儀は精霊送りと号芋柄蕎麥等二て船を拵へ、瓜茄子其外野菜備物送り団子と号シ、小豆餅杯拵へ蓮の葉え入船二乗せ最寄之川え流候、真宗之儀は聖霊送り不仕」(20-8)

〔七月) 十五日送団子等相調霊前へ相備申候、尤当村之儀は真宗多候ゆへ精霊送りと申儀無御座候」(20-9)

〔七月) 十六日晚禪家之儀は精霊送りと号、芋柄蕎麥等二て船を拵、瓜茄子其外野菜備物送り団子ト号、小豆餅杯拵蓮の葉え入船へ乗最寄之川え流し候、十三日より十六日迄軒下灯籠挑灯等灯し、盆中真宗於瑞光寺夜中説法」(20-11)

### III 真宗では節句のつとめをしない。

いわゆる五節句(人日、上巳、端午、七夕、重陽)は

江戸時代に「上から」定められたものであり、暦日で行われることから農作業等に不都合なことも多く、必ずしも農村の年中行事として普及したとはいいがたいが、その中にあつても、とくに真宗はこれらの日に特別なことは行わなかつたことをうかがわせる記述がいくつかみえる。

〔五月五日午節之式日ニ御座候へ共、農家ニハ休足不仕専ら田方  
え罷出勤申候、長立候家ノ男子有之部ハ紙昇或は菖蒲太刀等手  
軽キ品を飾、笹粽など整心祝仕候、尚一向宗之外諸宗之檀家軒  
毎菖蒲を葺候事〕(7-9)

〔人日七草粥を焚神棚え相備候、尤真宗之家ニは一向無御座候、  
休息仕候者も無御座候事〕(9-22)

〔村中大概真宗にて七夕聖霊祭等ハ不仕、八朔重陽も噂のミニ打  
過眞の真似ひ仕候〕(17-6)

「真宗はクスをいわない」というのはまま聞くいい方が、以上みてきたⅠ〜Ⅲについては、その面目躍如たるものがある。「クス」というのは、縁起や迷信を気に掛けることをいう防長の方言である。

#### Ⅳ 真宗では子供が生まれたとき、宮参りでなく寺参りをする。

「紀要」第四三号の「誕生と成長」の項でふれたように、

子が生まれると三十三日目や百日目、百十日目等に「宮参り」を行うが、真宗の強いところではそのかわりに、生まれてからの日数に関わりなく檀那寺に生まれ子を連れて参つたようである。そしてその場合、子を授かつたことを前大津宰判深河村では「お宝をいたたく」といった。

なお、真宗とは明記していないが、村内の二か寺とも真宗である前大津宰判殿居村の記述を参考にあげる。そこでは、「御宝請(うけ)」とよんでいる。

〔名附親類因間招き祝申候、百日参りハ三拾三日目に氏神へ小児を姥抱き参詣仕候、真宗の者ハ旦那寺へ参り候事〕(9-8)

〔産子百日参り氏神へ参詣仕候、尤真宗の家は此儀無御座候、御宝を戴くと申候て旦那寺へ参候、此ハ日数には拘り不申候〕(19-8)

(参考)

〔出産の儀ハ三日目名附と申、幼名を定神酒を備へ心祝仕候、百日を過候へは御宝請と申、出生の子を旦那寺へ参詣為仕候〕(19-14)

#### V 葬送において、真宗では火葬を行う。

土葬と火葬については、「紀要」四三号の「死と葬送」の項でふれた。宗派にかかわらず土葬のみ、また火葬のみ

の村もそれぞれ多いし、伝染病による死者は土葬するとい  
うのも一般的な習慣であつた。その中にあつて、真宗は火  
葬に、他宗は土葬にするという記述も多い。

〔尤真宗之儀ハ幢天蓋花籠靈膳具卒都婆墓勉等無御座、火葬第一  
二仕候事〕(一12)

〔葬式地下々々にて死会講之人数香典米を持寄り諸事引請世話仕  
り旦那寺申請身分相応ニ相宮候、真宗之者は太体火葬余宗之者  
は土葬多く御座候〕(9-8)

〔葬式之儀ハ親類并講中相集米壹升式升線香等持寄師坊を招き野  
辺送り、真宗ハ大概火葬、禪宗ハ大概土葬ニ仕来候〕(一514)

〔葬式之儀ハ親類并講中相集り米壹升式升線香等持寄り師坊を招  
き野辺送り、浄土宗ハ大概土葬、真宗ハ大概火葬ニ仕来候事〕  
(15-15)

〔葬式之儀ハ親類并講中相集り米壹升式升線香等持寄師坊を招き  
野辺送り、浄土宗は大概土葬、真宗は大概火葬ニ仕来候〕(一513)  
〔葬式之儀ハ親類并講中之もの相集、米壹升式又ハ香料等少々宛  
持寄り旦那寺相招野辺え送候、浄土宗は大概土葬真宗は大概火  
葬ニ仕来候事〕(15-25)

## VI 毎月、「小寄講」「寄講」を行う。月二回行う場合、

### 一回は檀那寺を招く。

〔「小寄講」「寄講」は念仏講としての性格のほか、真宗

の在家説法の場合であり、また信仰や決まり事を確認し、講  
中や村の秩序を維持する場合でもあつた(96/10)。十〜二十  
軒くらいで講を組み、講員の家で持ち回りでおこなつた  
ようである。講員の家の先祖の忌日等を開催日としたり  
(1-4/5/9、2-17)、月に二回行う場合は、そのうち一回を檀  
那寺を招いておこなつた(5-1/3/6/8、16-15)。多くは夜で  
(1-4/5/9/10、2-17/20/27、16-15)、軽々夜食等を伴う場合  
もあつた(1-4/5/9、2-17)。

〔真宗にては御寄講と申、時々講中申合廻り々々ニして会合念仏  
執行而已仕候事〕(一2)

〔真宗小寄講禪宗観音講之儀は最寄にて拾五人式拾人宛組合暇日  
を見合、先祖忌日等二廻り廻りニして薄暮より打寄、旦那寺住  
僧伴僧間言人招請、手軽キ夜食等にて質素ニ相宮申候〕(一4)

〔真宗小寄講と唱、最寄にて拾五人式拾人宛組合暇日を見合、先  
祖忌日等二廻り廻りニして薄暮より打寄旦那寺住僧伴僧間言人招  
請、手軽キ夜食等にて質素ニ相宮申候〕(一5)

〔真宗小寄講之儀は最寄にて拾人拾五人宛組合、暇日見合先祖忌  
日等廻り廻りニして夕飯後打寄、旦那寺住僧伴僧間相招、手軽  
キ夜食等にて質素ニ相宮申候〕(一9)

〔当村之儀は真宗多御座候ニ付組分ケ仕、毎事一組一夜旦那寺申請  
寄講相勤〕(一10)

〔真宗小寄講之儀は最寄々々ニて拾人拾五人宛組合、暇日を以先

祖忌日等二廻り廻りニテ夕飯後寄合、且那寺招請手軽キ夜食等  
ニテ質素ニ相當申候」(2-17)

〔当村之儀は真宗多御座候ニ付、組分ケ仕毎事一組一夜且那寺申  
請寄講相勤〕(2-20)

〔真宗小寄講と申毎月集会仕候、多クハ夜分ニ相催申候〕(2-27)

〔真宗ニては御寄講と申時々講中申合せ、廻り々々ニして会合念  
仏執行而已仕候事〕(2-28)

〔当郷ハ一向宗勝ニて月両度之講寄りを立、一講ハ師匠寺を招法  
話有之、一講ハ講中計り集り候て村中締り方等之申合仕候事〕  
(5-1)

〔一当郷大抵真宗ニて月両度之寄講を立、一講は師匠寺を招法話  
有之、一講は講中計り集り仏事之咄シ仕候、(中略)いづれも  
地下諸締り等之儀咄合仕候〕(5-3)

〔念仏講ハ当村真宗故講寄りと名号ケ月二両度宛集り、一講ハ且  
那寺を招法話有之、一講ハ講中計り打寄り仏事之咄村中メリ方  
等相合仕候〕(5-6)

〔村中両度之講寄を立、巻講ハ且那寺を招き法談有之、一講は講  
中相集り村中メリ方等申合貧富相持之心得ニて御座候事〕(5-7)

〔都て真宗は毎月講寄りと号し且那寺申請法話有之候〕(5-8)

〔御寄講同断毎月順廻ニして相當申候事〕(9-14)

〔当村ハ都て真宗にて、(中略)月々に両度小寄講とて、一夜宛  
説法御座候事〕(16-15)

Ⅶ 「報恩講」は最優先で堅固に行い、信心の熱氣  
に満ちたものだった。

さまざまな行事が簡素である真宗にあつて、最大の行  
事ともいえるものが十一月二十八日(親鸞の命日)の報  
恩講であり、「注進案」の記述からもその熱気を感じる  
ことができる。寺では二十二日から七日間の説法があり  
(7-18(1), 9-5, 11-9, 16-3)、信者は二十二日頃から家業  
を差し繰り(7-18(2), 9-5)、先を争つて日々寺に群集し  
て説法を聞いた(9-5, 11-9, 17-1)。真宗門徒は格別に後生  
の願いが強く、頭を下げ、尻を高くして平伏し、一心不乱  
に念仏を唱えた(7-18(2))。

なお、この報恩講を事前に各家で僧を招いて行うことを  
「お取り越し」といった。そこもまた、「十月比より師坊を  
招きて説法を聞、感涙を流すもの数多御座候(16-3)」と  
いうように、熱のこもったものだった。

〔十一月廿二日より廿八日迄を報恩講とし、真宗ハ農業差繰を  
以且那寺へ参詣仕説法聴聞仕候、尤村内禅宗浄土宗御座候得  
共、真宗程ニは祖師之忌日且那寺へ参詣仕候者少く御座候〕  
(7-18(1))

〔当村二八禪宗浄土宗真宗入交りにて御座候春分之定会永代経之供養、二季之彼岸、七月盆会、十一月報恩講と諸宗所々區々之法会御座候、其節ハ惣て農業差繰參詣仕、惣て先祖之追善頑愚之者は一入二後生を願申候、尤諸宗之内ニても真宗は法会之席ニて格別ニ後生願ひ手強く、乍聴聞も天慮を下ケ尻を高くして平伏し一心不乱と念仏し申候〕〔7-18(2)〕

〔報恩講十一月廿二日より寺々法談有之、真宗帰依之者は日々參詣仕り一日御齋を認め廿七八日ハ別て家業を止め、尚他宗之者も參詣仕候事〕〔9-5)〕

〔十一月廿二日より廿七日迄妙誓寺法恩講、徳地の大寺ニて市在の門徒昼夜ニ限らず群集す〕〔11-9)〕

〔十月十一月宗門宗師の謝徳とし且那寺和尚役僧を招き申候、別てハ真宗の繁昌廿八日寺参り多く御座候〕〔14-10)〕

〔霜月廿七日は一向宗開山聖人の精月なれば逆、寺々にて一七日の説法あり、廿七八日には村中の老若群集して報謝を営むの義をもつて報恩講と号し候と也、扱其報恩講を家々に取越して経営するを御取越と唱へて、十月比より師坊を招きて説法を聞、感涙を流すもの数多御座候〕〔16-3)〕

〔村中七八歩方真宗ニて春分定会と唱へ寺別七屋夜宛説法、七月二八盆会、十一月二八報恩講と号シ仏詣先キを争ふ、禪宗浄土宗其外他宗ニても銘々開山忌日同様盆二八施餓鬼等あり〕〔17-1)〕

〔年忌の節且那寺申請近き親類打寄相當申候、(中略)真宗には御腰掛と申、米を袋に入脱替とて白木綿一端是を仏前に備へ、

其日の供物香奠等悉く寺納仕候習せ御座候、尤小百姓ハ脱替代を備へ申候、真宗ハ毎月祖師命日、西本願寺前住忌日は堅く精進仕寺參仕候、浄土宗法花宗も祖師命日は屹と精進仕候、真宗八月々二夜宛御講と申寄合念仏など唱候〕〔9-8)〕

## VIII 「お取り越し」において、説法が禁止された例がある。

その一方で、講を名目とした人々の集まりや、僧が在家説法を行うことについて、藩府側が警戒の目を向けていたのではないかと思われるふしもある。次の例は、「お取り越し」における在家説法が禁止された記述であるが、この禁止の沙汰がどれほどの強さや広がりを持っていたかについては、いま明らかにし得ない。「注進案」ではこの一例のみである。

〔此頃真宗の家には御取越と申且那寺申請仏事仕候、説法をも先年迄仕来候へ共近年御沙汰の趣にて説法は止申候〕〔9-8)〕

また先にみた「小寄講」「寄講」に関する記述の中にも、たとえばわざわざ「会合念仏執行而已仕候〔9-28)』と報告している裏には、贅沢禁止の風潮のほかに、そのような空氣が存在していたのかもしれない。

そもそも在家説法は他の多くの藩では禁止されていた  
ようで、萩藩においても真宗以外の寺院や講では確認する  
ことができない。他宗の講の場合、講員が寺等に参集する  
形であった。

## IX 一方で、真宗のお取り越しや毎月の寄講が衰退 傾向にある村もある。

〔御取越地下真宗之者二ても法儀心懸候者なつてハ相宮不申候、  
爾心掛無之候ても先祖より當來候人ニ寄其當仕候、其分際ニ隨  
ひ旦那寺住持又ハ伴僧庵主等申受候事（中略）御寄講已前より  
有之、真宗之者ハ不殘人数ニ相加り、昔ハ繁昌ニて月々不欠ニ  
廻り当ニして其當仕候由候得共、近年ハ次第二等閑ニ相成懈怠  
之月も多相成申候、併上の庄ハ左而巳おとろへ不申様相見得申  
候得共、一統昔程ニハ無之候事〕（9-16）

\*\*\*\*\*

参考のために、真宗をめぐる周防大島町笠佐島周辺の例  
を箇条書きであげる。笠佐島は全島民が先述の妙円寺の門  
徒であった。

これらは児玉識「周防大島の「かんまん宗」とその系譜」  
『瀬戸内海地域の宗教と文化』雄山閣、1976）に負うと

ころが大きく、筆者（金谷）が平成二十九年八月に現地  
聞き取りをおこなつて確認したことがらも含んでいる。

・笠佐島には墓がない。死者は露天で火葬し、骨の一部を西本  
願寺に納骨する。その他の骨はそのままにしておく。五軒屋集  
落（光市室積）も同じ。

・笠佐島では、大正頃まで、火葬した人骨を砕き、薬として飲  
む風習が行われていた。リウマチや婦人病によく効いた。傷に  
つける人は近年までいた。

・笠佐島には位牌を置く家はない。旧大島郡東和町外入も同様。  
笠佐島には神棚もなかった。

・笠佐島では仏滅・友引等の日柄や方角のタブーをいわない。

・笠佐島の八幡宮の神体は、木造の阿弥陀如来である。明治の  
神仏分離の際にも島民の抵抗でそのままになった。

・真宗の強い旧大島郡東和町外入地区・小泊地区では、島内お  
よび四国の八十八か所巡りの遍路を宿泊させなかった。

以上みてきたように、近世後期の防長における真宗は、  
阿弥陀如来に対する一神教的な性格をもつており、神ごと  
は希薄である。また「先祖」や「墓」や「死者」に対する  
扱いが薄い。これも、死者は阿弥陀によつてすでに救われ  
ているという觀念からであろう。

年中行事等も簡素である一方、寺参りは熱心であり、在

家説法も行われていた。信者は講を通じて寺や僧と密接に繋がっていたと考えられる。

社会不安の中にあつて救い・安心を求める人々の渴望などが奇瑞を現出して流行神を生み、またオルガナイザーとしての資質に富む僧らの活動によつて、宗教が局所的・局時的に爆発的な熱気を帯びることがあるが、そこまではいえないにしても、「注進案」からは、当時の真宗が民衆のある種の熱気を胎んでいるように感じられる。

天保の大一揆を経た萩藩の為政者側が、人々の熱気を帯びた集まりに対して警戒することは当然考えられ、実際に益踊りが規制の対象になったり（「紀要」四一号参照）、また既述のように在家の講における僧の説法が禁止されたりしているのは、そのことと関連があるろう。

このうち、幕末には妙円寺の僧・月性をはじめとして真宗の僧が積極的に政治的・外交的な活動を行うとともに、第二次幕長戦争（四境戦）で自寺の周辺の住民を組織して幕府軍と戦うといったことも起きている。また月性や大洲鉄然らによる護国護法思想・真宗風紀改正建議や、明治になり、廃仏毀釈の波が起きたときには、月性の弟子僧らによる真宗の改革運動や政府への働きかけなどが熱心に行わ

れた。

幕末から明治にかけての真宗寺院・真宗僧・真宗門徒の活発な活動には、本稿でみてきたような真宗の特性や、天保期以降の時代的・社会的な背景が影響しているのではなからうか。特に、在家持ち回りで講を営み、在家説法を受けたのは真宗門徒だけであり、「小寄講（寄講）」や「報恩講」「お取り越し」等は、社会集団の結束の強化という点からも評価の俎上にのせる必要があるらうと考えている。

本文中で引用した部分に関わる村の番号は以下のとおりである。

- 【大島宰判】1-2（日前村）、1-4（森村（浮島含む））、1-5（平野村）、1-9（小泊村）、1-10（地家室）、1-12（安下庄・安下庄浦）、2-17（神浦村）、2-20（外入村）、2-27（椋野村）、2-28（土井村）
- 【上関宰判】9-1（麻郷村）、5-3（上田布施村）、5-6（大波野村）、5-7（平生村）、5-8（曾根村）、5-9（大野村）
- 【熊毛宰判】7-9（島田村）、7-12(1)（三丘之内小松原村）、7-12(2)（三丘之内安田村）
- 【三田尻宰判】9-1（三田尻村）、9-3（東佐波令）、9-5（西佐波令）、9-8（植松村）、9-9（伊佐江）、9-10（新田村）、9-11（向嶋）、9-13（田嶋）、9-14（西之浦）、9-16（切畑村）、9-20（下右田村）、9-21（高井村）、9-22（大崎村）、10-26（真尾村）、10-30（鈴屋村）

10-32 (中山村)

【徳地宰判】11-9 (島地山畑村)

小郡宰判、14-10 (名田島)

【舟木宰判】13-14 (西須恵村)、15-15 (際波村)、15-23 (吉見村)、

15-25 (木田村・瓜生野村・車地村・山中村)

【吉田宰判】16-3 (松屋村)、16-5 (津布田村)、16-6 (宇津井村)、

16-7 (土生浦)、16-15 (大嶺村)

【美祢宰判】17-1 (大田村)、17-5 (岩永村)、17-6 (秋吉村)

【先大津宰判】18-1 (日置上村)

【前大津宰判】19-8 (深河村)、19-14 (殿居村)

【当島宰判】20-1 (河島庄)、20-8 (山田村)、20-9 (三見村)、

20-11 (明木村)